

# 「ねんきん定期便」の見方① 年金受給者であり現役被保険者の方

<b>a</b> 照会番号		公務員共済の加入者番号	<b>b</b> 私学共済の加入者番号
---------------	--	-------------	---------------------


※お問い合わせの際は、照会番号をお知らせください。

### 1. これまでの年金加入期間

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間合計 (未納月数を除く) (a + b + c)	合算対象期間等 (うち特定期間) (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納月数を除く)				
<b>c</b> 月	<b>d</b> 月	月	月			
厚生年金保険 (b)				月	<b>e</b> ( 月)	月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険計			
月	月	月	月			

**【参考】 これまでの保険料納付額 (累計額)**

(1) 国民年金 (第1号被保険者期間)	<b>f</b>	国民年金保険料	円
(2) 厚生年金保険	<b>g</b>	厚生年金保険料 (被保険者負担額)	円
一般厚生年金被保険者期間			円
公務員厚生年金被保険者期間 (国家公務員・地方公務員)			円
私学共済厚生年金被保険者期間 (私立学校の教職員)			円
(1) と (2) の合計			円

この「ねんきん定期便」の表示内容については、  
[ねんきん定期便 見方](#)  

<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpar/20150601.html>  
「通知書の見方を調べる | 日本年金機構」をご覧ください。

## a 「照会番号」欄

- ◆「ねんきん定期便」に関するお問い合わせに必要な12桁の番号です。基礎年金番号ではありません。「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」や年金事務所にお問い合わせの際は、こちらの「照会番号」をお伝えいただくようお願いします。

## b 「共済の加入者番号」欄

- ◆「ねんきん定期便」に関するお問い合わせに必要な番号です。共済組合にお問い合わせの際は、こちらの「共済の加入者番号」をお伝えいただくようお願いします。

### 1. これまでの年金加入期間

## c 「国民年金 第1号被保険者」欄

- ◆保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。  
※3/4免除など、保険料の一部が免除された期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り納付済月数に含まれます。
- ◆保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

## d 「国民年金 第3号被保険者」欄

- ◆現在、第3号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

#### 国民年金の第3号被保険者とは

- ・昭和61年4月以降の期間で、年収が130万円未満で20歳以上60歳未満の方が、厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。以下同じ）に加入している配偶者（第2号被保険者）に扶養されている場合、この方を「第3号被保険者」といいます。
- ・第3号被保険者の国民年金保険料は、配偶者（第2号被保険者）が加入している厚生年金保険が一括して負担しますので、個別に納めていただく必要はありません。

#### 種別変更届の提出のお願い

- ・第3号被保険者の期間として登録されている期間であっても、次の期間は第1号被保険者に該当します。
  - ・配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していた期間
  - ・ご自身の収入が増加したことなどにより、配偶者の扶養から外れていた期間
  - ・配偶者が厚生年金保険の被保険者であるが65歳以上（年金を受け取る権利がある方）の期間
- ・第1号被保険者に該当している場合は、住所地の市（区）町村の国民年金担当窓口へ種別変更の届出が必要となりますので、忘れずに届出してください。  
※すでに種別変更の届出を行っていても、この「ねんきん定期便」の作成年月日までに国のシステムへの登録が間に合わなかったため、表示が異なっている場合があります。

#### 特定期間該当届の提出のお願い

- ・実態は第1号被保険者であるが、上記の種別変更の届出が行われていないため、そのまま第3号被保険者として登録されている期間を「3号不整合期間」といいます。この期間は「保険料未納期間」として取り扱われます。
- ・この「3号不整合期間」のうち、これを訂正した時点において、国民年金保険料の徴収時効が成立して納められなくなった期間を、「時効消滅不整合期間」といいます。  
※国民年金保険料は納付期限から2年を経過すると時効で納めることができません。
- ・「時効消滅不整合期間」がある場合は、「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」を提出することにより、「特定期間」として受給資格期間に算入できるようになります。お心当たりがある方は、年金事務所にお問い合わせください。

## e 「合算対象期間等（うち特定期間）」欄

- ◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。  
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
- ◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

# 「ねんきん定期便」の見方② 年金受給者であり現役被保険者の方

## 【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

### f 「（1）国民年金（第1号被保険者期間）」欄

- ◆下記の条件で、加入当時の保険料額を基に計算しています。
  - ・付加保険料納付済期間は、付加保険料額を含めて計算しています。
  - ・国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基に計算しています。
  - ・国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。
  - ・国民年金保険料の一部免除（1/4免除、1/2免除および3/4免除）期間は、免除後の残余の保険料額を基に計算しています。

### g 「（2）厚生年金保険」欄

- ◆下記の条件で、加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率（掛金率）を乗じて計算しています。

#### 各欄共通

- ・被保険者負担額のみを計算しています。
  - ※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
  - ※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、お勤め先の会社などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

#### 「一般厚生年金被保険者期間」欄

- ・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。
- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を計算しています。

#### 「公務員厚生年金被保険者期間（国家公務員・地方公務員）」欄

- ・国家公務員から地方公務員に転職されている場合または地方公務員から国家公務員へ転職されている場合は、それぞれの期間について、上記の計算方法により保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（みなし標準報酬月額および掛金率）を基に計算しています。

#### 「私学共済厚生年金被保険者期間（私立学校の教職員）」欄

- ・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。

## 被用者年金制度の一元化について

平成27年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）が施行されました。同日以降、会社員・公務員の区別なく、同額の報酬であれば同額の保険料を負担し、同額の公的年金給付を受け取るという公平性を確保することで、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員および私立学校の教職員も加入することとなりました。

※被用者年金制度の一元化後は、現に加入している（または最後に加入していた）公的年金制度とその被保険者種別に応じて、各実施機関から「ねんきん定期便」をお送りします。

公的年金制度と被保険者種別	「ねんきん定期便」を送付する実施機関
国民年金の第1号被保険者および第3号被保険者	日本年金機構（厚生労働大臣から受託）
厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者 （国家公務員共済組合の組合員）	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者 （地方公務員共済組合の組合員）	地方職員共済組合（地方共済事務局・団体共済部）、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会（市町村職員共済組合、都市職員共済組合、指定都市職員共済組合）
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者 （私立学校教職員共済制度の加入者）	日本私立学校振興・共済事業団



# 「ねんきん定期便」の見方④ 年金受給者であり現役被保険者の方

## m 「厚生年金保険」欄

◆加入区分は加入制度をカッコ書きで表示しています。

(厚年)：厚生年金保険、(基金)：厚生年金基金、(船保)：船員保険、(公共)：公務員共済制度(国家公務員共済組合または地方公務員共済組合)、(私学)：私立学校教職員共済制度

### ◆「加入区分」が「(厚年)」、「(基金)」または「(船保)」の場合

- ・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。
- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納める保険料)を除いた保険料納付額を表示しています。

### ◆「加入区分」が「(公共)」の場合

- ・育児休業期間および産前産後休業期間の保険料納付額は、「納付したとみなされた額」を表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月の標準報酬月額は、「みなし標準報酬月額」を表示しています※。
- ※被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済組合の組合員に適用される制度です。
- ・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額(みなし標準報酬月額および掛金率)を基に計算して表示しています。

### ◆「加入区分」が「(私学)」の場合

- ・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。

## 厚生年金保険の標準報酬月額と標準賞与額について

標準報酬月額と標準賞与額は、各実施機関(「ねんきん定期便」の見方②参照)が管理している年金記録であり、お客様が厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に、お勤め先の会社などの事業主からの届出に基づき決定されたものです。

以下、民間の会社にお勤めされている場合を例に、標準報酬月額と標準賞与額について説明します。

### 1. 標準報酬月額

- ・標準報酬月額とは、毎月の報酬から納める保険料の額や、受け取る年金額を決定する時に、その計算の基にするための金額です。給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。
- ・標準報酬月額には上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限(最高額)は62万円、下限(最低額)は8万8千円です。上限を超えるまたは下限を下回る報酬が支払われていた場合は、上限または下限で決定しています。
- ※標準報酬月額や保険料率の変遷については、日本年金機構のホームページをご覧ください。
- ・年金額を計算する際の基になる標準報酬月額は、当時の標準報酬月額に再評価率を乗じた額となります。

#### (1) 標準報酬月額を決定する時期

- ・標準報酬月額は、まず、入社した時に決定し、以降は一定の時期の報酬を基に、毎年改定します。

平成14年度まで	5月から7月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年10月から適用します。
平成15年度から	4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年9月から適用します。

- ・このほか、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。
- 詳しくは、日本年金機構のホームページ「ねんきん定期便に関するQ&A」をご覧ください。

#### (2) 標準報酬月額の決定の基となる報酬

- ・標準報酬月額の決定の基となる報酬とは、給与、賃金、各種手当などの名称を問わず、被保険者が労務の対価として事業主から支払われるすべてのものをいい、所得税や住民税などを控除する前のものとなります。
- ・報酬には、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支払われるものも当時の時価に換算して含めますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの随時に支払われるものは含めません。

### 2. 標準賞与額

- ・標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や受け取る年金額を決定する時に、その計算の基とするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。
- ・標準賞与額の上限(最高額)は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は150万円です。
- ・平成15年4月から、賞与からも毎月の報酬から納める保険料と同率で計算した保険料を納めていただき、年金額の計算の基とすることになっています。
- ※平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与から「特別保険料」を納めることになっていましたが、これは年金財政に考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置です。したがって、年金額の計算の基とはならない(標準賞与額とはならない)ため、「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には表示していません。

### 3. 保険料の計算と納付

- ・厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者で折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
- ※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、お勤め先の会社などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

## n 音声コード

◆「ねんきん定期便」には、ご自身の年金加入記録に関する情報を音声で聞くことができるように、音声コードを印刷してあります。

◆ この音声コードを音声コード対応の携帯電話、音声コードに対応したアプリケーション等の「活字文書読上げ装置」で読み取ることによって、ご自身の年金加入記録を音声で聞くことができます。